

明海大学修学継続支援特別授業料減免申請フローチャート《在学生》

以下の全てに該当する。

- ・新型コロナウイルス感染症の直接的又は間接的な影響により家計が急変した。
- ・学内奨学金の受給者ではない(明海大学学修奨励奨学金、スポーツ奨励奨学金、社会人・特別奨学生奨学金、沖縄特別奨学金又は歯科衛生士育成特別奨学金)。
- ・在学中である(現在、休学していない)。
- ・授業出席状況及び学業成績等の修学態度が対象者として相応しい。

いいえ

はい

申請対象外

・文部科学省「高等教育の修学支援新制度」の対象者又は、明海大学私費外国人留学生授業料減免の対象者である。

はい

いいえ

「高等教育の修学支援新制度」授業料減免区分が第Ⅰ、Ⅱ区分である。

「高等教育の修学支援新制度」授業料減免区分が第Ⅲ区分である。

明海大学私費外国人留学生授業料減免者である。

学費支弁者の所得が3分の2以下に減少した。

学費支弁者において、公的支援の受給を受けており、受給証の提出ができる。

左記項目ともに該当しない

申請対象外

申請対象外

学費支弁者の家計の所得見込みが、給与所得者の場合は1,000万円以下、給与所得者以外の場合は500万円以下(歯学部にあつては、給与所得者の場合は1,500万円以下、給与所得者以外の場合は750万円以下)である。

いいえ

はい

申請対象外

学費支弁者の所得が、3分の2以下、2分の1未満に減少した。

学費支弁者の所得が、2分の1以下に減少した。

はい

いいえ

はい

いいえ

申請対象外

申請対象外

授業料の3分の1を減額

授業料の2分の1を減額

※「高等教育の修学支援新制度」で、第Ⅲ区分を受けている者が3分の1減免に該当した場合、すでに授業料の3分の1の減免を受けていることから、本制度の対象外となる。  
・私費外国人留学生授業料減免を受けている者が、3分の1減免に該当した場合、その差額を減免する。

※「高等教育の修学支援新制度」で、第Ⅲ区分を受けている者又は、私費外国人留学生授業料減免を受けている者が2分の1減免に該当した場合、その差額を減免する。